

奈良県退職職員の再就職に関する取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県を退職する職員の再就職に関し、人材情報の登録及び提供を行うこと等必要な事項を定めることにより、職員の再就職の公正性及び透明性を確保するとともに、その支援を行うことを目的とする。

（適用職員）

第2条 この要綱は、県を定年により退職する職員及び勸奨を受けて退職する職員（奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和28年11月奈良県規則第60号）第3条の3第1号に規定する職員をいう。）で教員、小中学校事務職員及び警察職員以外のものに適用する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）関係団体等 その業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため配慮等を行うことが必要であると認められるものをいう。
- （2）民間企業等 民間企業及び団体（関係団体等を除く。）をいう。

（設置）

第4条 第1条の目的を達成するため、総務部人事課内に、奈良県退職予定職員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

2 人材バンクの管理は、総務部人事課において行う。

（再就職希望職員の登録）

第5条 人材バンクに登録することができる職員（以下「登録対象職員」という。）は、当該年度末に定年又は勸奨による退職を予定し、かつ、再就職を希望する職員とする。

2 登録対象職員は、人材情報登録申込書（様式1及び様式1－付票）に必要事項を記載し、別途通知する期日までに、各部局主管課を経由して総務部人事課に提出するものとする。

（関係団体等への再就職）

第6条 県は、関係団体等から職員の再就職の推薦について、適任者推薦要請書（様式2－1）の提出により要請があったときは、登録職員（前条の規定により人材バンクに登録した職員をいう。以下同じ。）の中から、適任者をあつせんすることができる。

（民間企業等への情報の提供）

第7条 県は、民間企業等から、当該民間企業等自らの人材確保を目的として登録職員に関する人材情報の提供の要請があったときは、その情報を提供をするものとする。

（情報提供の方法）

第8条 前条の規定による情報の提供は、総務部人事課において、第5条第2項の規定により提出のあった人材情報登録申込書に基づいて作成した人材情報閲覧簿を閲覧させる方法により行うものとし、その閲覧の期限は、翌年度の6月末日までとする。

2 人材情報閲覧簿の閲覧を希望する民間企業等は、人材情報閲覧申込書（様式 2 - 2）を総務部人事課に提出するものとする。

3 民間企業等が人材情報閲覧簿を閲覧の後、採用の候補となる登録職員の連絡先等の情報の提供を申し出た場合、総務部人事課は当該登録職員に対し、当該民間企業等に関する情報を提供し、当該登録職員の了承を得た上で、当該登録職員の連絡先等の情報を当該民間企業等に提供するものとする。

4 民間企業等は、登録職員の面接を行う等により採否を決定し、当該登録職員にその旨通知するものとする。

（再就職状況の届出）

第 9 条 登録職員は、人材バンクを通じて再就職することが決定した場合、速やかに再就職に係る届出書（様式 3）を総務部人事課へ提出するものとする。

2 職員は、前項に定める場合のほか、退職後 2 年を経過するまでの間に、再就職した場合は、再就職した日から 30 日以内に再就職に係る届出書（様式 3）を総務部人事課に提出するものとする。

3 この要綱が定める再就職に係る届出書（様式 3）は、職員の退職管理に関する規則（平成 28 年 2 月奈良県人事委員会規則第 3 号）第 24 条第 1 項に規定する任命権者である知事が定める様式とする。

（営業活動の自粛）

第 10 条 民間企業等に再就職した職員は、退職後 2 年間、県への営業活動（情報の収集、入札への参加、契約の交渉、自社製品の宣伝、その他再就職先の民間企業等の営業を目的として現職職員に働きかけを行う行為をいう。）を自粛するものとする。

（再就職状況の公表）

第 11 条 県は、前年度の退職職員（退職時に本庁課長補佐級又は出先課長級以上であった職員に限る。）の再就職状況（再就職職員の氏名、退職時役職名、退職年月日、再就職先名称、再就職先役職名及び再就職年月日をいう。）を毎年 10 月 1 日までに公表するものとする。

（適用職員以外の職員についての規定の適用）

第 12 条 第 2 条の規定にかかわらず、第 10 条の規定は、第 2 条に規定する職員以外の職員で県を退職したもの（教員、小中学校事務職員及び警察職員を除く。）が民間企業等に再就職した場合についても適用があるものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、職員の再就職に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 20 日から施行し、平成 21 年 3 月 31 日以後に退職する職員について適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 2 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 2 9 年 1 0 月 5 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 1 日から施行する。